

## 橘ふれあい公園の利用制限について

令和3年10月1日  
香取市都市整備課  
橘ふれあい公園指定管理者

日頃から、橘ふれあい公園をご利用いただき、ありがとうございます。

千葉県に発令されていた緊急事態宣言が解除されましたが、感染再拡大を防止するため、引き続き利用人数や施設利用などに制限を設けます。詳細につきましては、管理事務所までお問い合わせください。

なお、ご利用にあたっては、引き続き、感染防止にご協力をお願いします。

問合せ  
橘ふれあい公園管理事務所  
TEL 0478-79-5855  
FAX 0478-79-5856  
E-mail [kanri@tachibana-park.jp](mailto:kanri@tachibana-park.jp)